

## 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の概要について

### P 1 はじめに

#### 年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金の概要



令和7年4月

1

この資料は、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下、給付金事務費交付金という。）を新任される者を対象とした、交付金事務の基本的な部分の説明資料としている。

### P 2 目次

#### 目 次

1. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務	3
2. 年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金スケジュール	7
3. 交付決定額の決め方	9
4. 交付決定の考え方	10
5-1. 算定額の算定方法 「法定受託事務」	11
5-2. 算定額の算定方法 「協力・連携事務」	12
6. 四国厚生支局年金管理課からのお願い	13

2

説明は、給付金事務費交付金の概要について、「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務」、「年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金スケジュール」、「交付決定額の決め方」、「交付決定の考え方」、「算定額の算定方法」の5つのテーマに分けて説明を行う。

## P 3 1. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務

### 1. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務

#### 「概要」

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の対象となる事務は、以下の2つです。

##### (ア) 法定受託に係る事務(法定受託事務)

法律により国に費用負担が定められているもの

##### (イ) 協力・連携に係る事務(協力・連携事務)

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱により国に費用負担が定められているもの

3

1つ目のテーマとして、給付金事務費交付金の対象となる事務は、大きく分けると、法律により国に費用負担が定められている、(ア) 法定受託事務と、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱という通知により国に費用負担が定められている(イ) 協力・連携事務の2つがある。

次のページから、それぞれの事務の内容について、説明する。

## P 4 (ア) 法定受託事務について

#### (ア) 法定受託事務について

##### 【対象市町村】

法律又は法律に基づく政令の規定により、市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要となる経費については、国が負担することが定められていることから、すべての市町村が交付対象。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条)

##### 【事務の種類】

##### 【事務の内容】

###### ①政令1号事務

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の第1号イ、ロ、ハに定められている事務。  
・認定請求書の受理 等

###### ②政令2号事務

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の第2号に定められている事務。  
・受給資格者に関する所得情報の提供 等

※法定受託事務の主な事務の内容の詳細については、5ページを参照。

4

法定受託事務は、法律又は法律に基づく政令の規定によって、市町村が行う事務であり、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条により、国がその費用を負担することが定められている。

このことから、すべての市町村が交付対象となる。

さらに、法定受託事務の中にも、表のとおり、①「政令1号事務」、②「政令2号事務」の2つがある。

政令1号事務には、「年金生活者支援給付金認定請求書の受理」、政令2号事務には、「給付金受給資格者等の所得情報の提供」がそれぞれ該当する。政令とは、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」を指す。

## P 5 法定受託事務の主な内容

法定受託事務の主な内容	
事務の内容	根拠条文
1. 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査とともに、日本年金機構に送付すること。	【法112】 【令15(1)-16(1)】 【094】
2. 第1号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査とともに、日本年金機構に送付すること。	【法17】 【令15(2)-16(1)】 【094】
3. 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(※)に係る障害給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査とともに、日本年金機構に送付すること。	【法19】 【令15(3)-16(1)】 【094】
4. 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(※)に係る遺族給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査とともに、日本年金機構に送付すること。	【法22】 【令15(4)-16(1)】 【094】
5. 遺族基礎年金(※)を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査とともに、日本年金機構に送付すること。	【法4】 【令15(5)-16(1)】 【094】
6. 第1号被保険者期間並びに第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(※)に係る障害給付金及び第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(※)に係る遺族給付金に係る法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出の受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること(7に該当するものに限る)。	【法35】 【令15(6)-16(1)】 【094】
7. 法第35条第1項の規定による届出等であって、同項に規定する給付金受給者又は給付金受給者の属する世帯の世帯主等の加入の状況に係るものを受け及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。	【法36】 【令15(7)-16(1)】 【094】
8. 厚生労働大臣からの求めに応じて、給付金受給資格者又は給付金受給資格者の属する世帯の世帯主等の加入の状況に応じて必要な情報の提供を行うこと。	【法39-40】

5

法定受託事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条に「市町村が行う事務」として規定されている。

法定受託事務の内容については、主な事務の内容と、根拠条文等を一覧にしてい

るおりである。

注意事項として、市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所、氏名、生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

また、一覧表の事務内容の中の項番3、4、5、6について、それぞれ障害厚生年金又は遺族厚生年金と同時に発生する場合については、法定受託事務とはならないので、注意すること。

※法=年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）

※令=年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令

（平成三十年政令第三百六十四号）

※則=年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則

（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）

## P 6 協力連携事務の内容

協力連携事務の内容		
項目	内容	単価
広報誌への掲載	制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載	実費
給付金の制度・手続きに関する相談	給付金の制度・手続きに関する来訪・電話・文書による相談	460円
各種情報提供	法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回付	35円
	支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う認定請求書の勧奨	実費
	上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供	115円
	情報提供等に必要なシステム開発等	実費
その他地域の実情を踏まえた協力・連携	厚生労働大臣が別に定める額	

6

※令和6年度時点

協力・連携事務は法定受託事務とは異なり、年金生活者支援給付金事務に係る協力・連携を行った市町村が対象となる。現在は、すべての市町村に協力をいただいている。

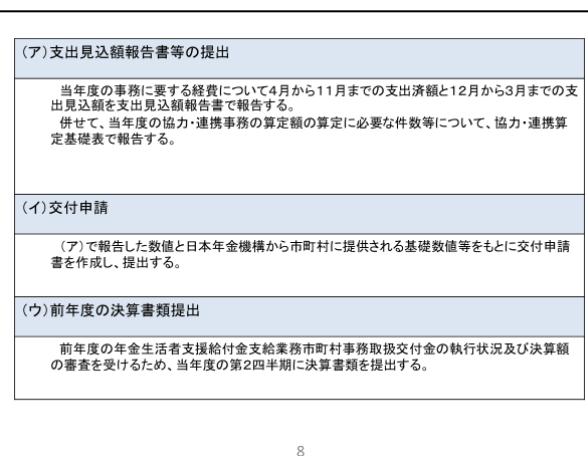
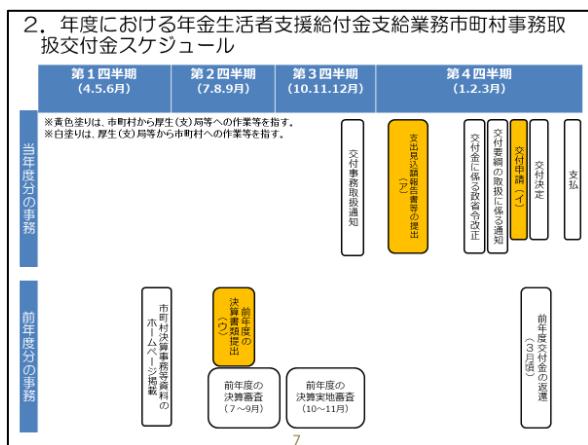
具体的な事務内容は、表に記載しているとおりである。

- ・制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載
- ・給付金の制度・手続きに関する来訪・電話・文書による相談
- ・法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回付
- ・支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う認定請求書の勧奨
- ・上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供
- ・情報提供等に必要なシステム開発等
- ・その他地域の実情を踏まえた協力・連携

協力・連携事務は、給付金事務を実施している「日本年金機構と協力・連携しながら給付金事業の運営改善を図っていく」という趣旨である。

その他地域の実情を踏まえた協力・連携については、事前に当支局及び管轄の年金事務所と文書による協議が必要になるので、注意すること。

P 7 2. 年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金スケジュール



2つ目のテーマとして、年度における給付金事務費交付金のスケジュールを説明する。

スケジュール表には、給付金事務費交付金の主要な事務の大まかな流れを示している。

スケジュール表は、黄色塗りが市町村から厚生（支）局等への作業等を示しており、白塗りが厚生（支）局等から市町村への作業等を示している。

スケジュール表上段の当年度の事務の流れでは、まずスケジュール表の（ア）として「支出見込額報告書等の提出」についての事務がある。

提出物については、大きく分けて2つある。

1つ目は、「支出見込額報告書」であり、当年度の事務に要する経費について、4月から11月までの支出済額と12月から3月までの支出見込額を当該報告書にて報告してもらう。

2つ目は、「協力・連携算定基礎表」であり、当年度の協力・連携事務の算定額の算定に必要な件数等について、当該算定基礎表にて報告してもらう。

続いてスケジュール表の（イ）として「交付申請」についての事務がある。

こちらは、スケジュール表の（ア）で報告した数値と日本年金機構から市町村に提供される基礎数値等をもとに交付申請書を作成し、提出してもらう。

以上が当年度の給付金事務費交付金の一連の流れとなる。

次にスケジュール表の下段は、前年度交付金のまとめとして行う、決算関係事務となる。

例年、6月に決算事務に係る説明資料がHPにて更新される。

その後、（ウ）の「前年度の決算書類提出」の事務がある。

四国厚生支局ではこの決算書類の提出を受けて、前年度の給付金事務費の執行状況や、決算額の審査を行っている。

また、書面審査後、10月～11月にかけて、各県3市町村程度を対象に決算実地審査も行っている。

## P 9 3. 交付決定額の決め方

### 3. 交付決定額の決め方

#### 「概要」

法定受託事務に係る事務費交付金は、政令に基づき認定請求書の受理件数と受給資格者に関する所得情報提供件数からそれぞれ算出された額(以下「算定額」という。)の合計額と当該事務を行う上で現に要した額(以下「現要額」という。)を比較していずれか低い方の額が交付決定額となる。

協力・連携事務に係る事務費交付金は、「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表」により算出された額を算定額とし、現要額と比較していずれか低い方の額に厚生労働大臣が別に定める率を乗じた額が交付決定額となる。

#### ① 「法定受託事務」に係る交付決定額

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」により算出された算定額(※)と、現要額(※)を比較していずれか低い方の額。

※政令1号に定める事務と政令2号に定める事務の合計

#### ② 「協力・連携事務」に係る交付決定額

協力・連携算定基礎表により算出された算定額と、現要額を比較していずれか低い方の額に厚生労働大臣が別に定める率を乗じた額。

9

3つ目のテーマとして、交付決定額の決め方について説明する。

交付金の対象となる事務は、法定受託と協力・連携に係る事務の2つがあり、順に説明する。

#### 法定受託事務について

各市町村の認定請求書の受理件数や所得情報の提供を行った給付金受給資格者数から、法令により算出された額を「算定額」という。

また、実際に当該事務を行う上で、現に必要とした額、これを「現要額」という。

現要額には、事務を担当する職員の人物費、事務に使用する物件費が該当する。

この「算定額」と「現要額」を比較し、いずれか、低い方の額が、交付決定額となる。これが資料の①に該当する。

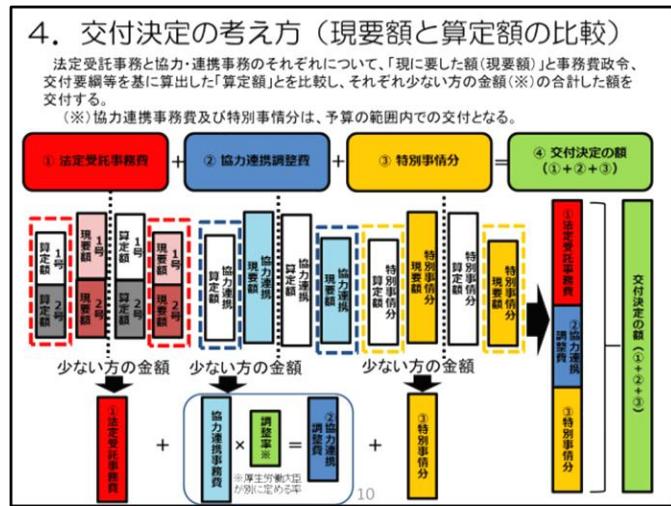
なお、現に要した額、現要額は、支出見込額報告書で、年明けに、市町村から報告してもらうことになる。

#### 協力・連携事務について

②の、協力・連携事務に係る交付決定額については、「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表」により算定された額が「算定額」になり、この「算定額」と支出見込額報告書の「現要額」を比較して、いずれか低い方の額が交付決定額となる。

協力・連携算定基礎表は、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの期間の実績を記載してもらう様式となっている。

## P 10 4. 交付決定の考え方（現要額と算定額の比較）



4つ目のテーマとして、交付決定の考え方について説明する。

- 算定額と現要額との比較は、①法定受託事務費、②協力連携調整費のみである。  
 ③特別事情分については、システム改修経費として、原則的に実費支給している。  
 それでは、交付決定の考え方について、①～③それぞれ個別に説明する。

### ① 法定受託事務費

法令で定められた算定額と現要額の低い方で決定となるため、資料の図で言うと、赤の点線で囲まれた方の金額が交付決定額となる。

### ② 協力連携調整費

まず、協力連携算定基礎表による算定額と、現要額を比較し、少ない方の金額を「協力連携事務費」として算出する。資料の図で言うと、青の点線で囲まれた方の金額となる。

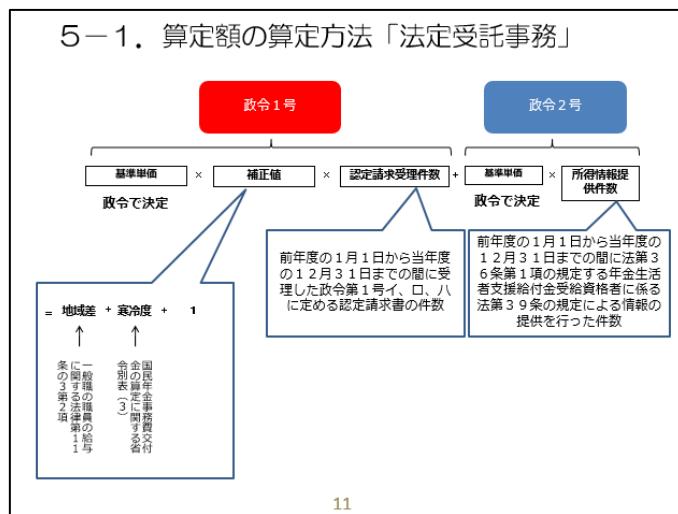
次に、協力連携事務費は、予算の範囲内での交付となるため、算出された「協力連携事務費」に交付要綱取扱い通知にて示される厚生労働大臣が別に定める率である「調整率」を乗算し、算出された「協力連携調整費」が交付決定額となる。

### ③ 特別事情分

交付要綱の項番 15において、規定されているもので、1月に提出していた「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金特別事情分算定基礎表」に基づいて、交付決定されている。(※令和6年度は該当なし)

これらの考え方により算出された、①から③の合計が全体の交付決定額となる、

#### P 11 5-1. 算定額の算定方法「法定受託事務」



5つ目のテーマとして、交付決定額算出の際の「算定額」とはどういったものなのかを、簡単に説明する。

資料 11 ページの法定受託事務の算定額の算定方法において、「政令1号」については、毎年、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」の改正により定められる「基準単価」に「補正值」と前年度の1月1日から当年度の12月31日までの期間の「認定請求受理件数」を乗じたものとなる。

「政令2号」については、政令1号と同様に政令の改正により定められる「基準単価」に前年度の1月1日から当年度の12月31日までの期間の「所得情報提供件数」を乗じたものとなる。

## 5-2. 算定額の算定方法「協力・連携事務」

### 「協力・連携事務」（交付要綱）

協力・連携事務費については、給付金の制度・手続に関する相談件数や各種情報提供件数などの実績に基づいて算出された金額が算定額となる。（年明けに提出いただく「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表」により算定）

協力件数が多ければ、その分算定額も高く算出される。

<令和6年度 協力・連携算定基礎表における単価>		
・制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載	・・・・・・・・	実費
・給付金の制度・手続に関する来訪・電話・文書による相談	1件	460円
・法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回付	1件	35円
・支給要件を勘査した上で、市町村が独自に行う、認定請求の勧奨	・・・・	実費
・上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により		
・情報提供等に必要なシステム開発等	1件	115円
・その他地域の実情を踏まえた協力・連携	・・・・	厚生労働大臣が別に定める額

協力連携事務の算定額は、年明けに提出してもらう「協力連携算定基礎表」により、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの協力連携事務の実績を計上し、そこから集計された金額が算定額となる。

協力した件数等によって金額が増減するため、件数が増加すると、その分算定額は高く算定されることになる。

## 6. 四国厚生支局 年金管理課からのお願い

### ①. 年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿について

年金生活者支援給付金市町村事務処理基準において、年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿（受付処理簿）を備えることが明記されています。受付処理簿を作成されていない市町村があれば、必ず作成するようにしてください。

### ②. 市町村との協力・連携算定基礎表の作成について

ア. 「年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談」について  
当該欄のなかで相談件数（来訪相談、電話相談、文書相談）を記入して頂くことになりますが、件数の根拠となる資料の作成をお願いします。（協力・連携算定基礎表の参考資料として提出をお願いすることあります。）

イ. 「広報記事の広報誌への掲載」の金額の計上について  
計上する際の按分については、目視ではなく面積比等により正確に按分してください。また、広告収入のある市町村については、支出額から広告収入を適切に控除し、金額を算出してください。

13

### ① 年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿について

年金生活者支援給付金市町村事務処理基準において、年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿（受付処理簿）を備えることが明記されている。

受付処理簿を作成していない市町村は、必ず作成すること。

協力・連携算定基礎表の作成のため、市町村窓口において受理し、管轄年金事務所等へ回付した法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の件数を把握しておく必要がある。

### ② 市町村との協力・連携算定基礎表の作成について

ア 「年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談」について

当該欄のなかで相談件数（来訪相談、電話相談、文書相談）を記入することになるが、件数の根拠となる資料の作成をお願いする。（協力・連携算定基礎表の参考資料として提出をお願いすることがある。）

イ 「広報記事の広報誌への掲載」の金額の計上について

計上する際の按分については、目視ではなく面積比等により正確に按分すること。

また、広報については、広告収入を控除し、適切に広報誌への掲載費用を計上すること。

③ 通知について

厚生労働省年金局の通知は、交付金に係る通知を除き、調査・照会(一斉調査)システムへの掲載をもって発信することとされましたので、ご注意願います。

なお、交付金に係る通知等は引き続きご登録いただいているメールアドレスに送信しますので、担当者やメールアドレスに変更があった場合には、担当者登録票（毎年、年度末に送付）にて随時お知らせください。

④ 報告される際の入念な確認のお願いについて

市町村からいただいた各種報告については、例年、数値誤り等による差し替えが非常に多くなっています。そのため、当支局へ報告する前には、報告内容の入念な確認をお願いします。

また、例年、支出見込額報告書及び決算報告書内で使用する従事割合について、前年度と同じ割合を漫然と使用している市町村が見受けられ、特に年金生活者支援給付金関係事務において、実際の事務量（事務に要した時間）よりも過大に設定している市町村もあるため、年度ごとに改めて従事割合を検討していただくようお願いします。

③ 年金管理課からの通知の発出について

厚生労働省年金局の通知等については、登録されているメールアドレスに送信することとしている。

担当者やメールアドレスに変更があった場合には、担当者登録票（毎年、年度末に送付）にて随時提出されたい。

④ 報告される際の入念な確認のお願いについて

市町村からの各種報告については、例年、数値誤り等による差し替えが非常に多くなっている。

そのため、当支局に報告する前には、報告内容の入念な確認をお願いする。

また、報告期限についても、できるだけ作業期間を長く設定しているので必ず期限までの提出をお願いする。

例年、支出見込額報告書及び決算報告書内で使用する従事割合について、前年度と同じ割合を漫然と使用している市町村が見受けられ、特に年金生活者支援給付金関係事務において、実際の事務量（事務に要した時間）よりも過大に設定している市町村もあるため、年度ごとに改めて従事割合を検討していただくようお願いする。

以上、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の概要についての説明とする。

実際に業務をする際に、不明な点も多くあるかと思われる。

決算事務については、別途説明資料をホームページ掲載予定であるが、不明な点が生じた場合は、遠慮なく相談されたい。